

令和6年9月3日  
福島県農林水産部  
(畜産課)  
(環境保全農業課)

## 牛肉における放射性セシウムの基準値超過の要因調査結果について

令和6年8月23日に公表した牛肉の放射性物質検査において、基準値を超過した放射性セシウムが検出されたことについて、要因調査を実施した結果をお知らせします。

### 記

#### 1 調査結果

要因調査の結果、基準値を超過した牛を飼養していた浅川町の畜産農家において牛に飼料として給与した稲わらの一部から10,000Bq/kgの放射性セシウムが検出され、当該稲わらが牛に給与されていたことが、基準値超過の原因であることが判明しました。

当該稲わらは、すでに廃業した石川町の元畜産農家から譲渡されたもので、他の畜産農家には譲渡されていないことを確認しています。

なお、基準値を超過した牛を飼養していた浅川町の畜産農家からの牛の出荷は自粛されています。

#### ○当該稲わらの概要

産地：石川町の元畜産農家が生産

(原発事故後の平成23年4月に収集したもの)

給与状況：令和6年7月下旬、石川町の元畜産農家に保管されている稲わらの一部が、浅川町の畜産農家に譲渡され、約10日間給与された。

#### 2 今後の対応

(1) 今後出荷する肥育牛については、全農家の最初の牛を検査することにより検査点数を増やし、安全性を確認します。(廃用牛は全頭検査を継続。)

※肥育牛は「全戸検査」として、と畜された牛について年に1頭以上検査することとなっております。今回安全を確認するため、すでに1年以内に検査を実施した農家の肥育牛についても検査を実施します。

(2) 県内の肥育牛を飼育する全ての農場に立入し、稲わらの保管状況確認及び適切な飼養管理の周知を徹底します。

(3) 原発事故後に放射性物質を含む稲わらを保有していた畜産農家の処分記録を確認し、事故当時の稲わらを保有している可能性のある畜産農家の立入調査を実

施し、処分状況を確認します。

また、万が一保有が確認された場合は、該当市町村と連携し、処分作業を早急に進めます。

(お問い合わせ先)

福島県農林水産部畜産課

横田・千葉

電話 024-521-7362

内線 3227

福島県農林水産部環境保全農業課

遠藤・生沼

電話 024-521-7313・7320

内線 3173・3151